

亀山市告示第150号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部建設管理課に申し出ること。

令和5年9月8日

亀山市長 櫻井 義之

1 放置自転車等の型式、車体番号等

放置自転車等の型式	車体番号	放置されていた場所	塗色	防犯登録番号
自転車（不明）	SOWC07461	大和橋小公園	青	防犯登録なし

2 保管場所 土木資材倉庫（亀山市若山町37番地3）

3 保管期間 令和5年9月7日から同年12月7日まで

4 保管期間を経過した場合には、処分を行う。